

条件付一般競争入札心得

1 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格及び契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む契約希望金額を入札書に記載して下さい。

2 入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（工事名）
- (5) あて名（あて名は「一戸町長 小野寺 美登」として下さい。）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する）

3 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 郵送による入札は認めない。
- (3) 入札書及び工事費内訳書（様式第7号）は同じ封筒に入れ、糊付け・封印すること。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 同一工事に2通以上の入札をした者の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (11) 設計図書の閲覧又は貸し出しを受けなかった者の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範

囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、はじめに、引く順番を決めるくじを入札業者番号順に行い、次に、決定した順番で落札者を決定するくじを行い落札者を決定する。

6 入札の不参加

- (1) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。
- (2) (1)ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。
 - ア 入札執行前にあっては、入札不参加願（様式任意）に詳細な理由を明記して契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を提出すること。
- (3) (2)の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札説明書9に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約にあっては、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 契約にあっては、工事の施工に当たり、特許工法を用いる等合理的な理由がある場合を除き、この工事の入札に参加した他の者と下請契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約）を締結してはならない。
- (4) 契約にあっては、この工事に専任で、この工事の公告に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請の日前3月以上継続して雇用している技術者（建設業法に定める経營業務の管理責任者及び営業所選任技術者を除く。）を配置しなければならない。
- (5) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しを添付しなければならない。